り文化の向上を期するとともにこれら圖書の廉價供給を圖る」ために康德元年以後滿洲國政府、關東軍司令部及び日本出版印刷界の各有力者が熱議協力の結果、康德四年(昭和十二年)一月滿洲圖書株式會社設立要綱が國務院で決定、同年二月滿洲圖書株式會社設立趣意書が文教部から發表せられ、次いで同年三月勅令第四十一號を以て滿洲圖書株式會社法が制定發布せられ玆に同會社は滿洲國文化の重要部門（一）**編輯出版**、（二）**印刷製本**、（三）**圖書配給**の事業を擔當する特殊會社として國策遂行のために創立せられたのである。

事業は

（一）滿洲國政府の教科用圖書全部の翻刻發行、發賣及び頒布

（二）思想啓導文化向上、趣味娯樂を兼ねた一般優良圖書の仕入竝に頒布

（三）軍、政府竝に民間の一般圖書印刷

前各號に關聯する事業への投資等で、同會社の國内外の圖書配給網は康德六年十二月二十七日同社の子會社準特殊法人滿洲書籍配給株式會社が設立されるや同社にその機構を委託經營せしめることとなつた。

役員——理事長　駒越五貞

常務理事　田中總一郎

理　事　井上源之丞、大橋光吉、榮孟枚

監　事　三木佐助

滿洲房産株式會社

同社は康德五年、二月勅令第七號に基き大德不動公司(資本金百萬圓)を買收これを改組擴充して、(一)家屋の建築または購入、(二)賃貸または賣却を目的とする家屋の建築、(三)宅地、建物の賣買、貸借及びその仲介、宅地、建物の受託管理、(四)前各號の附帶業務一切、(五)火災保險代理、(六)その他政府の特命業務等の目的の下に資本金三千萬圓(二分の一拂込)をもつて創立された。同社は創立以來在滿日本人の住宅難に對處するため住宅建築の一元的統制機關として政府による資金資材の割當配給を得て獨占的に住宅建築に乘出し、民間の賃貸住宅建築を抑壓することによつて家賃の奔騰を防遏し、もつて低物價政策完遂の一環としての使命の遂行に當つたが客觀的諸情勢の變化に卽應せる政府の住宅政策強化に伴ひ康德九年四月一日滿洲房産株式會社法の改正が行はれ同時に定款の一部變更により政府關係の土地建物竝に建築資材保有後の全部を政府に讓渡、その代金をもつて政府よりの融資金を返濟するとともに資本の一部(東洋拓殖會社分一千萬圓)を買入れ鎖却し、併せて銀行借入れ金の一部をも返濟した。しかしてこれに伴ひ建築部門、資材部門及び管理部門の社員の大部分を官吏に轉出せしめるとともに同年四月十五日付をもつて職制改革を行ひ機構の刷新を圖つた。

右改組を中心とせる同社の康德九年上半期に於ける業績左の如し。

まづ土地については新京盛京大路及び進化街に房產住宅として面積六萬六百六十二平方米（價格三十七萬五千六百八十圓）を購入する一方新京外十七都市に於いて政府へ面積二百十五萬五千三百二十二平方米餘（價格七百八十萬三千七百六十三圓）、滿洲生必會社へ一千六百三十七平方米餘を讓渡した。次に建物については新京外十七都市に於て家族宿舍一萬一千三十八戶、獨身宿舍二千四百三十四室（價格八千百四十八萬九百三十二圓）を政府へ、また新京、奉天の兩市に於ては房產住宅四十五棟を生活必需品會社外三社に讓渡した。

また建築用資材については政府に對し價格一千七百八十九萬八千六百十五圓を、什器及び備品七萬九百四十二圓を讓渡した。別に以上の資產讓渡代金として政府より、價格合計一億七百五十一萬九千圓餘の公債を交付されたが、交付の當日たる四月一日それぞれ處理を了した。

本期中に於ける住宅資金貸付は口數十六、金額七百四十八萬二千百九十一圓、建築戶數一千三百十一戶で、これに對し回收分は口數六十二、金額百五十萬三千百三十七圓で、期末殘高は口數五百五十六、金額二千九百七十二萬一千九百三圓、建築戶數一萬二千百二十八戶であつた。

最後に受託管理及び火災保險代理業務については宅地建築の受託管理は逐次その件數を減じつつあるも同社としては將來積極的に取扱ふ方針を持してゐる。火災保險代理業務は取扱件數百二十一件、契約金額三千四百八十九萬七千三百八十圓で、前月に比し取扱件數七百六十二件、契約金額一億七千九百八十三萬八千五百三十八圓の減少を見た。

（單位千圓）

當期利益金	二五四	法定準備金　一三
前期繰越金	一七六	役員賞與金　一六
合　計	四三〇	株主配當金　四〇〇

滿洲土地開發株式會社

滿洲開拓政策の躍進に伴つて、入植開拓民に先立つて開拓民に必要なる土地を用意する必要がある。卽ち土地開發會社は全滿に於ける濕地、アルカリ地帶等の改良、整備に必要なる土木工事を施行して、これらの土地を水田豫定地或は畑地豫定地として仕上げることを目的として、康德六年四月公布の勅令第八十一號に基いて設立され、同年六月一日資本金二千萬圓、四分の一、五百萬圓拂込、政府全額出資の特殊會社として六月一日創立をみた。

同社の事業は未利用地開發の請負、用水路の堀鑿、用水路用堤防の構築、濕地を開拓する排水路の構築等であるが事業計劃第一期を二十ケ年とし、全滿の未利用地のうち約七百五十萬町歩を開發せんとするもので、その造成方法は日本開拓農民の營農造成基準たる畑九、水田一の割合を以て行はれることになつてゐるのである。

康德八年度に於て工事を實施したる地區は三江省鶴立崗、三江省阿凌達、三江省蓮江口、三江省大平鎭、東安省穆稜第一期(黑臺)、北安省龍口省呼裕爾河、龍江省甘南北方、吉林省新開河、四平省昌圖、奉天省康平、錦州省盤山の十一地區である。

地域別	總土量(立方米)	出來形數量	出來形歩合
鶴立崗	六、一三七、五七四	三五七、三二八	〇、〇六
阿凌達	四、一四四、一〇一	二四一、七一九	〇、〇六
蓮江口	七、九二〇、九三九	八七四、四九三	〇、一一
大平鎭	四、六八七、六六三	一六三、九一二	〇、〇三
穆稜第一期(黑臺)	三、一三一、一五〇	五四、七〇七	〇、〇二
呼裕爾河	四、九一〇、〇六一	七五、六〇三	〇、〇二
甘南北方	四八八、八六八	二二六、二〇七	〇、四六
新開河	一一、一五六、五三七	一、一一四、五一三	〇、一〇
昌圖	一、八〇〇、三三五	三〇、三七八	〇、一七
康平	三、一六二、六四五	七四〇、〇八八	〇、二三
盤山	四、三五三、五五八	三、五六五、六九三	〇、八二
計	一一、八九三、四三六	七、四四四、六四三	〇、一四

なほ三江省鶴立崗、蓮江口、三江鎭、通河、奉天省康平、吉林省新開河の六地區に於て康德八年十二月より同年三月末日に至る四ケ月間に完了の豫定を以て寒中工事を實施し好成績をおさめた。

本年度に於て測量調査を行つた所は龍江省甘南北方地區、北安省龍江省呼爾河第一區地區、東安省穆稜河第一期、(密山)地區、三江省通河地區、牡丹江省大海浪地區の五地區にしてその內實施計劃設計を完結したるものは甘南地區穆稜河第一期(密山)地區、呼裕爾河の三地區である。

同社資本金は二千萬圓で、當初四分の一拂込であつた後二百五十萬圓の拂込が行はれ未拂込一千二百五十萬圓となつてゐる。政府全額出資である。

機構　本　社　新京特別市新發路二〇七

理事長　花井俶治

副理事長　張國賢

理　事　横田利喜一、岡田猛馬、大石義郎、宮崎公平

監　事　堤永市

總務課（課長　藤井保則）、工務課（課長　宮本憲象）、經理課（課長　江崎猛）、需品課（課長　久保數三）
勞務課（課長德竹三郎）

康德八年度本社の損益計算左の如くである。（單位千圓）

（總收入）	一三、四〇八
事業收入	一三、二一二
利息收入	五五
營農收入	五三
雜收入	八七
（總支出）	一三、四五八
營業費	五三五
事業費	一二、八一四
營業費	一〇二
利息支出	四
差引當期損失	四九
前期損失	九二五
損失合計	九七五
（左の處分）	
次期繰越	九七五

滿洲鹽業株式會社

本社は滿洲國內に於ける製鹽事業の開發を目的として、康德三年四月勅令第五十五號により設立された滿洲國特殊會社でその主なる事業は鹽の製造、加工及び販賣、副產物の加工及び販賣、鹽の運送及び鹽業者に對する融資、主管大臣の認可を受くる前各號の附帶事業。

日滿間不可分の關係竝に大東亞戰爭下にあつて工業鹽の增產は最緊急務とされ、政府は工業鹽の增產に重點を置き康德九年度の增產目標を〇〇〇萬瓲に置き對日供給〇〇〇萬瓲の確保を期してゐる。このうち既設鹽田の〇〇〇瓲を除く〇〇〇瓲は本社の新規鹽田の開發に俟つことになつてゐる。資本金は當初五百萬圓であつたが增產計劃に卽應するため康德六年一月一千五百萬圓に增資更に康德八年一千萬圓を增資し二千五百萬圓となつた。出資關係は滿洲國政府十五萬株、大日本鹽業七萬三千五百二十株、滿鐵二萬株、旭硝子一萬六千六百八十株、德山曹達一萬二千株、滿

化五千株、東拓二千株、昭和曹達千五百株、保土ケ谷化學工業千二百株、昭和曹達一千株東洋曹達九千株、宇部曹達千五百株である（康德八年現在）なほこの他康德八年末增資の際滿曹の出資もあつた。本社は第一、二期計劃として復州鹽田（〇〇〇〇陌）、營盖鹽田（〇〇〇〇陌）、盤山鹽田（〇〇〇〇陌）、莊河鹽田（〇〇〇〇〇陌）を着々建設完成を急いでゐるが、康德六年度は復州鹽田の完成により〇〇〇〇〇聰の初產鹽を見た。更に本社は鹽田開發と同時に康德五年末復縣松木島に加工鹽工場年產〇萬聰を建設したが近く〇萬聰の增產設備を完成する。その他第二期計劃による錦縣、營口等の工場も次々に完成しここに本社は滿洲國第一次五ケ年計劃の期間に於て建設期を完了、康德九年を初年度とする第二次產業開發五ケ年計劃期間には大々的生產に着手した。

本社はまた滿洲國政府より餘剩鹽の拂下げを受けて、日滿兩國曹達工業者に輸出供給する他國內消費鹽年約〇〇〇聰の輸送をも一手に引受けてゐる。

本社組織は理事長、副理事長、理事、監事の下に大連事務所に總務、營業、販賣、運輸、工務、製造の各課を置き專ら現地精銳主義をとつてゐる。本社は新京大同大街康德會館內、事務所は大連、奉天、瓦房店、莊河、出張所は東京、錦縣、營口、松木島等である。康德九年四月末現在役員は左の如くである。

理事長、芝喜代二。△副理事長、洪維國（近く辭任の豫定）。△常務理事、甲斐喜八郎、高谷大二郎。△理事、大野政吉。

決算期年一回（十二月）康德七年度損益計算書は左の通り（單位千圓）

當期總益金	八、〇六五	
當期總損金	七、七五八	
差引當期利益金		三〇七
（利益金處分）		
當期利益金		三〇七
前期繰越金		一五四
合　計		四六〇
（處分方法）		
法定積立金		三〇
役員賞與金		三一
株主配當金		二三九・
後期繰越金		一六一

滿洲特殊製紙株式會社

康德六年以來滿洲國政府は軍、政府及び特殊會社等諸團體より生ずる反古紙を一元的に集收し、以て防諜の完璧を期すると共に資源の確保を圖るべく計劃しつつあつたが、康德六年三月二日資本金五十萬圓を以て滿洲特殊製紙會社を創立、同社をしてこれ等の業務を行はしめるとともに、これをパルプに還元、再生産を行ひ、低パルプ資源の補給を行はしめることとなつた。爾來、自給自足經濟建設の進捗と共に同社は單なる一つの再生產會社としての消極性を脫却して、製紙會社として積極的活動を開始するに至り、同社製紙機能發揚の一端として製紙工場を建設するに至つた。而して同社は將來滿洲國に於ける製紙工業部門の中樞機關たるべき基礎的地位を確立し、第三次五ケ年計劃に卽應し、(一)防諜工場の全滿的普及完璧、(二)製紙工業部門の指導機關、(三)全滿製紙會社の糾合、紙業統制等の實踐に邁進しつつある。

同社は反古紙の集收、製紙事業を行ふが、現況は左の如くである。

(一) 集收事業

設立當初は新京市を中心に官公署及び特殊會社竝に公共諸團體の反古紙を集收處理してゐたが、防諜事業の新情勢に卽應し大連、奉天、哈爾濱に工場を、次で齊々哈爾に出張所を設置しその集收區域を擴大し更に牡丹江、錦縣、安東に之が事業の擴張をなすべく目下計劃中である。

(二) 製紙事業

紙類の國內生產力の擴充及び紙價對策上康德七年十一月康德製紙會社を統合、從來の燒紙塵紙類の製造より、漸次ザラ紙、印刷紙などの高級紙製造に轉換した。一方當社抄紙の指導部門たる吉林製紙工場は凡ゆる惡條件を克服、第一號機は康德八年七月操業を開始し第二號機(七四吋)も建設に着手、フレームの假組立を完了、やがて本工場の運轉を見ることとなり千七百萬封度の製紙も間近である。

滿洲生命保險株式會社

滿洲生命保險株式會社は、康德三年(昭和十一年)十月十九日に公布を見た滿洲生命保險株式會社法に基き十月二十三日設立された特殊法人である。

當社は、國內に於ける生命保險業統制の建前から、滿洲國政府及び日本內地生命保險會社團との折半出資に依り、康德三年十月二十三日資本金三百萬圓半額拂込を以て設立され、その事業遂行に當つて一國一保險會社主義から種々の特權が附與されて居り滿洲國人に對する保險契約の獨占、日本人及び外國人に對する保險契約二千圓未滿の獨占等がこれである。

役員——理事長　高橋康順
理　事　辻友親、李明遽
監　事　田中弟稻、方煜恩

日滿商事株式會社

本社は康德六年(昭和十四年)十二月勅令第三二六號により特殊會社に改組されたる重要物資配給の國策代行機關であり、(一)鐵鑛類及び石炭の賣買輸出及び輸入、(二)前號以外の重要生産資材の賣買、輸出及び輸入、(三)前二號に附帶する事業を目的としてゐる。

右の目的に從ひ本社は現に鐵鋼類、非鐵金屬、石炭、骸炭、化學工業製品類、鑛石類、鑛油類などの取扱ひを行つてゐるが、以上の內鑛油類を除く各品目については法令又は政府の訓令に基き國內に於けるこれが一元的配給の任に當るとともに輸出入の統制をも行つてゐる。

本社創立當初の資本金は一千萬圓(拂込六百萬圓)で滿鐵六百萬圓、滿炭四百萬圓の出資であつたが、その後昭和製鋼所、本溪湖煤鐵公司の參加によつて滿鐵五一%、滿炭四〇%、昭和製鋼七%、本溪湖煤鐵二%となつた。更に康德六年十二月の改組に伴ふ增資の際に滿炭、昭和製鋼、本溪湖煤鐵三社の所有全株及び滿鐵所有株中の一割を政府が肩替りをなし、增資株は政府及び滿鐵で折半引受をなしたので、本社現在の資本金三千萬圓の株式出資割合は、政府、滿鐵各々五〇%となつてをり、現在の拂込金は一千五百萬圓である。なほ最近に於ける社業發展に伴ふ事業資金の膨脹に充當するため增資をなすことに內定、近く倍額の六千萬圓に增資される豫定である。

役員——理事長　小川逸郎
常務理事　竹內德三郎、三溝又三、前田寬伍
理　事　米澤靖、富田租、江川忠弍、郭意誠、犬垣研、梅根常三郎
特別監事　服部辰藏
監　事　松川英雄、姜承業

滿洲生活必需品株式會社

滿洲國は、建國の當初より緊迫せる國際情勢に促され準戰時體制を以て出發せる爲日滿一體經濟の理念を基礎としつつ統制經濟を實施するに決定、建國早々たる大同二年滿洲國經濟建設要綱を策定して重要事業は公營又は特殊會社をして經營せしむる方針を明にした。更に康德四年(昭和十二年)重要產業統制法を制定して劃期的施策たる第一次產業開發五ケ年計劃の出發を見、重要產業中特殊會社を設立し之をして經營せしむるもの著しく多數に上り、強力なる

統制を以て國內產業の開發に着手した。然るに產業開發に當然要求される建設資材竝に其の基礎たる生必物資の需要は逐年增大するに拘らず從來の滿洲經濟の特殊性より生必物資の國內生產著しく低く國內の需要を充すこと困難で生必物資の約八割前後を日本に依存せざるを得ぬ實情を示した。而も同年夏日支事變の勃發してより日本よりの輸入は漸次窮となつて生必物資の確保は次第に困難となるに至つた。

輸入配給機構が未だ整はず、加ふるに斯の如き生必物資の逼迫は必然的に物價の急騰を招き上昇の一途を辿れる物價は國民生活を危殆に陷れる惧が豫見せられるに至つたので之が對策を種々考究せる政府は康德五年末生活必需品配給要綱を決定して、生活必需品の一元的輸入竝に配給を行はしめ國內生必物資の需給調整及び適正價格の維持に當らしむるため、國家的統制機關を設立するの最高の策なりとの決論に達し、翌六年二月資本金一千萬圓を擁する準特殊會社滿洲生活必需品配給株式會社の誕生を見ることとなつた。

本社の設立に當つては、政府の要請により滿鐵、滿鐵社員消費組合竝に滿洲國官吏消費組合は生必會社に對して夫々二百萬圓を出資せる外、社員消費組合及び官吏消費組合は其の自己仕入を廢止して之を擧げて本社に委託せるのみならず仕入竝に調査機關の大半を本社々員として參加せしめたのは創業の時に於て既に消費組合と本社との緊密性を示唆せるものと云ひ得るであらう。

斯くて發足せる本社は支那事變の長期化に伴つて益々その重要性を加へ一方に於ては國際情勢の逆賭し難き急轉回に基き本社機構の擴充が要請され、急速に本店機構の擴大、地方機關の整備に着手した。次いで政府は同六年七月時局物價政策大綱を策定して、生必物資の適正價格の維持竝に配給統制の根本方針を明かならしめ之が統制を生必會社に當らしむる方針を採るに至つた。同年九月尨大な機構を擁して業務を開始したが、日本の經濟情勢は圓域向輸出調整令の公布、臨時輸出入許可規則の品目追加、貿易組合法十八條の運用に依る輸出組合の自治統制への移行等圓域向輸出統制は愈々強化されるに至つたので滿洲國に於ても同年十二月貿易統制法の全面的改正を斷行すると共に、主要生必物資中特定品目を擧げて、一元的輸入統制品目たらしめたのである。更に他方業者の反對的態度とは逆に協和會其他の機關を通じて本社の積極的活動を促す國民の聲澎湃としてたると共に、準特殊會社として存續するを許さず、強化の必要に迫られたのである。同年十二月二十六日遂に滿洲生活必需品會社法を公布し、資本金を一躍五千萬圓（二分の一拂込）特殊會社に改組擴充した。未だ世界に類似なき生必物資の輸入、配給統制機關たる特殊會社、滿洲生活必需品株式會社の輝しき新發足を見るに至つたのである。

役員——理事長　島田　茂

副理事長　許桂恒

常務理事　八木虎之助、馬渡義夫、秦學

理　事　石崎廣治郎、加藤明

監　事　神守源一郎、喬文鴻

滿洲興業銀行

滿洲興業銀行は、康德三年(昭和十一年)十二月三日公布の勅令第百七十二號滿洲興業銀行法に基き、同月五日設立した資本金二千萬圓の特殊銀行であつて、併せて產業開發に必要なる長期低利資金を供給することをその使命とする。同行の設立は、滿洲國としては建國以來の懸案であり、大同二年三月一日附聲明の滿洲國經濟建設綱要にも第七條において「農工業の發達に資するため特殊金融機關を設立し割增金附債券の發行を特許する等の方法により長期低利資金の供給を行はんとす」と述べてゐて爾來その具現方につき種々研究が行はれてゐたものである。由來滿洲國の金融行政は建國後貨幣法、中央銀行法、銀行法等の實施によつて漸次整備され來つたのであるが、國內に於ける金融機關としては發券銀行たる滿洲中央銀行の外に地方普通銀行、金融合作社等が存在するもこれらは總べて實力未だ充實せず爲に中央銀行が地方支店網を張つて一般商業金融を行はざるを得ず、一方に於ては建國前より相當長きに亘つて培養されたる幾多日本側金融機關の勢力強く就中朝鮮銀行のその有する鮮銀券の發行と相俟つて最も牢固たる地盤を有し、その他爲替銀行として橫濱正金銀行、不動產金融機關として東洋拓植會社支店等あり、またその間に中國系歐米系各銀行支店も介在してこれら銀行と普通銀行との間に常に摩擦を生じ、金融統制上よりして遺憾の點が尠くなかつた。よつて政府としては速かに農商工業の發達に資する有力な特殊銀行を開設する必要から日本政府との間に朝鮮銀行支店をはじめ有力な日本系銀行を滿洲國法人として分離改組すべく協議を進めた結果鮮銀在滿營業所二十店及び正隆銀行本支店十九店、滿洲銀行本支店二十店(共に本店は在大連)等を統合して滿洲興業銀行を設立することに決定、玆に多年の懸案であつた朝鮮銀行の退場による國幣通貨の完全統一が實現すると共に滿洲國產業開發の資金供給を行ふ大金融機關を得て國內金融統制上の新段階を劃するに至つたわけである。滿洲興業銀行は前記三銀行の業務一切を繼承して興業銀行法公布の翌年康德四年一月一日より業務を開始したが、本店は新京特別市大同大街の大興公司ビル內に置き、初代總裁には同行設立準備委員の一人であつた元大藏省理財局長富田勇太郎氏が就任、業績は國內產業經濟の發展に伴つて年毎に顯著な向上を遂げ來り、康德八年一月六日同行創設滿四年目に富田總裁辭任し元大藏省書記官、北海道拓植銀行頭取の岡田信氏が第二次總裁の椅子に就き今日に至つてゐる。同行の營業種目は、滿洲興業銀行法によつて左の通り定められてゐる。

(一)　爲替手形その他の商業手形の割引
(二)　確實なる擔保又は保證ある貸付
(三)　諸預り金及び當座貸越
(四)　保護預り

（五）爲替及び荷爲替
（六）平常取引ある諸會社銀行又は商人の爲にする手形金の取立
（七）地方債又は滿洲に於ける產業開發を目的とする會社の社債の應募又は引受
（八）國債、地方債、社債若くは株式の募集、その拂込の受入又はその元利金若くは配當金の支拂の取扱
（九）社債權者の爲にする擔保權の信託の引受
（十）經濟部大臣の認可を受け、前項の外株式の應募又は引受をなすこと
（十一）營業上餘裕金ある場合、國債證券、地方債證券、その他經濟部大臣の指定する確實なる有價證券の買入をなすこと
（十二）經濟部大臣の認可を受け公共團體、營利を目的とせざる產業に關する法人若くは組合又は滿洲に於ける產業開發を目的とする會社に對する無擔保貸付を爲すこと
（十三）經濟部大臣の認可を受け他の銀行の業務の代理
（十四）公共團體の爲にする金錢出納の取扱
（十五）其他經濟部大臣の命令に基く業務

役員——總　裁　岡田　信
副總裁　葆　康
理　事　箱崎文彌、齋藤寅吉、孫徵、桑尾勝雪、德楞額
特別監事　色部貢、監事　魏宗蓮、岸巖（總裁、副總裁、理事任期三年、監事二年）
顧　問　高橋武夫

滿洲投資證券株式會社

滿洲國政府は康德八年（昭和十六年）五月十日「滿洲投資證券株式會社法」を公布卽日實施した。新會社は滿洲國特殊法人にして豫定資本金四億圓、第一回募集一億圓、拂込額六千萬圓を以て同五月二十六日創立總會を開催、業務は同六月より開始された。同社は十ケ年間五分の配當を政府が保證するので、生保團に對し頗る有利な投資ルートを與へたものとして好評を以て迎へられ、また滿洲國側としても滿洲關係債の消化について相當困難な事情にある折柄、右は有力なる對滿投資ルートの新開拓を爲せるものとして、その運用には大きな期待が寄せられた。

最も異色ある點は大多數の株式を議決權なき株式とした點にあり、また數回に亘つて株式を分割募集する所謂オーソラズト・キヤピタル（豫定資本）の方法によることである。八年度募集株式一億圓のうち九千五百萬圓は生保團引受の議決權なき株式、殘る五百萬圓は日產引受の普通株とし、九年以降四億圓に達するまで毎年一億圓見當の拂込を續

ける生保國の年間資産純增額は十億圓內外に達するので、本會社への年間一億圓の投資は何等の困難を伴はぬといひ得るが、對日資金導入の種々困難な現在、通計四億圓に上る滿業關係會社事業資金として之を確實に入手し得ることは、滿洲產業開發のために大きな支柱となることは疑ふべくもない。尙同投資證券會社は啻に滿業の特殊のみならず他の滿洲國會社株式の開放にも應じて國內證券市場の育成に關しても努力を注ぐこととなつてゐる。

同社の業務は未拂込金の徵收による證券投資にあるので拂込の異動そのものが業務の狀況を示すもので、第一回は募集資本一億圓のうち六千萬圓を創立の際拂込んで投資し、第二回は八年末四千萬圓を拂込んで同樣投資したが、康德九年度は更に二億圓の募集を行ひ、このうち五千萬圓を三月二日拂込んで投資した。投資の對象は現在の所大部分滿業より開放の日產株式に對してであるが、八年度中に於て電業株式は約四百萬圓投資した。かうした關係から同社の現在募集資本三億圓のうち拂込濟一億五千萬圓となつてゐる。正式に拂込を徵收せず借入金によつて投に投資せる額は康德九年四——六月中一千萬圓、七——九月中一千五百萬圓となつてゐる。

役員——理事長　三保幹太郎

常務理事　小倉源治郎

理　事　梅溪通弘、張父愷、岸本勘太郎、成瀨達、燁道文藝、佐藤駿一

監　事　太田嘉太郎、石坂泰三、川端良次郎

相談役　鮎川義介

（註　滿洲中央銀行に就ては第四滿洲の經濟篇中參照）

（完）

軍事部
參謀司
官房
參事官室
陸軍官學校
陸軍飛行學校
陸軍醫學校
吉林省

滿洲國政府組織表

(昭和十八年(康德十年)四月一日現在機構改革後)

滿洲國政府組織表

（昭和十八年（康德十年）四月一日現在機構改革後）

昭和十八年十月廿日初版印刷
昭和十八年十月廿五日初版發行（二、〇〇〇部）

有所權作著

山海堂

決戰滿洲國の全貌

（出版會承認い二〇八一號）

定價金六圓
特別行爲稅相當額金參拾錢
合計金六圓參拾錢

著作者　高橋政則
東京都神田區神保町二丁目十番地

發行者　來島捨六
東京都神田區錦町三丁目廿六番地

印刷者　小笠原秀雄
東京都神田區錦町三丁目廿六番地

印刷所　秀好堂印刷所
（印文協東東三三八三番）

發行所　山海堂出版部
東京都神田區神保町二丁目十番地
振替口座東京二一六九一番
電話九段一三二〇・〇七七三番
會員番號一一一〇一六番

日本出版配給株式會社　元　給　配
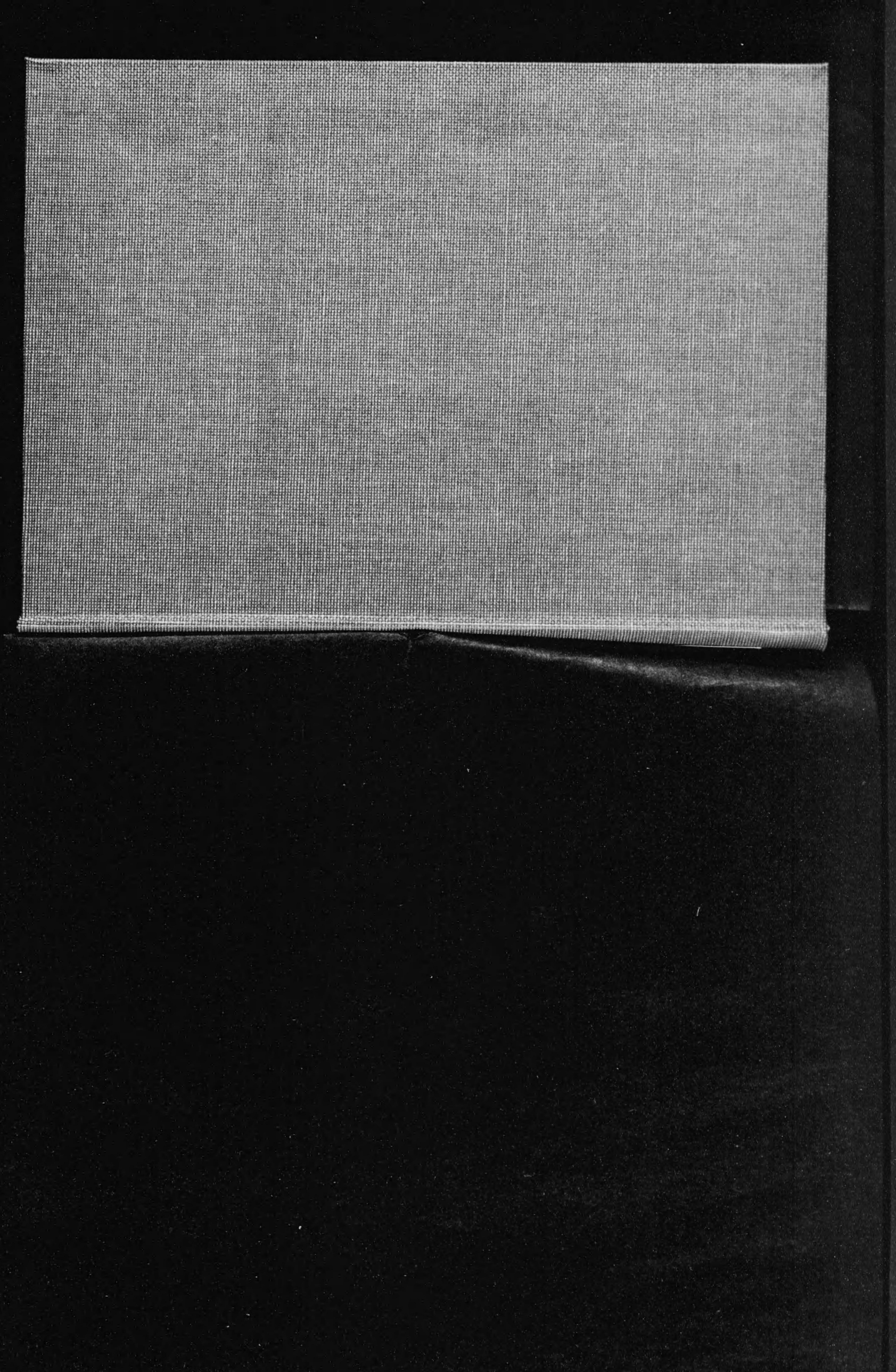
12-5F
-73